愛知県立大学外国人留学生規程

- 第1条 愛知県立大学学則第23条及び愛知県立大学大学院学則第16条に基づいて学長が入学を 許可した外国人留学生(以下「留学生」という。)については、この規程の定めるところによる。
- 第2条 留学生とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の4に規定する「留学」の在留資格を有し、 本学において教育を受ける者をいう。
- 第3条 留学生は、各学科又は大学院の各研究科の教育に支障をきたさない範囲で入学させるものとする。
- 第4条 留学生の入学時期は、原則として毎年度の始めとする。
- 第5条 留学生として本学に入学しようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。
 - (1) 留学生入学願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業若しくは修了証明書及び成績証明書
 - (4) 国籍を証明するもの
 - (5) その他本学の指定する書類
- 第6条 留学生として選考に合格し、入学を許可された者は、指定の期日までに次の書類に入学料を 添えて学長に提出しなければならない。
 - (1) 誓約書
 - (2) 身元引受書
 - (3) 在留資格を明記した外国人登録原票記載事項証明書又はこれに相当するもの
 - (4) その他本学所定の書類
- 第7条 留学生を指導するために世話係教員を、学生支援課に留学生の生活指導を行う世話係を置く。
- 2 留学生に対して個別に正課外指導を行うため、チューターを委嘱することができる。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、留学生に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年1月6日から施行する。